

福井県木材利用基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定および建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）に基づき、福井県における木材の利用促進に関する方針等を定めるものである。

1. 木材利用の目的

県産材を利用することは、山村地域の林業や木材産業の活性化、雇用の場の創出につながるほか、県内の森林の適正な管理が進むことにより、県土の保全や水源の涵養など森林の多面的機能を高度に発揮することにつながっている。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

これらのことを踏まえ、福井県では公共建築物での木造化・木質化および公共工事での木材利用のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中大規模建築物を含め建築物全体における木材利用、特に県産材の利用を積極的に推進するものとする。

2. 建築物等における木材利用の方向性

みんなであつた「ふくいの木」促進条例（平成29年福井県条例第23号。以下「条例」という。）の主旨を踏まえ、県および市町、民間事業者は、建築物における木材の利用の促進に努めるものとする。

また、県は、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制制度およびふくいの木づかい企業登録制度の周知等に取り組むものとする。

3. 県の公共建築物・公共土木工事等における木材の利用

(1) 木材利用の方向性

県は、条例第4条に基づき、公共建築物について木造化を促すとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、土木・農林等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等含む）としての活用、さらには公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品および紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(2) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

ア 地方公共団体が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業または職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

イ 地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設および高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

(3) 公共建築物における積極的な木造化の促進

公共建築物の整備においては、3の(2)の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令の規定およびコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則木造化するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上もしくは防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵もしくは使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物もしくは博物館内の文化財を収蔵し、または展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまないもしくは木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、施設全体としては木造化になじまないまたは木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設を構成する個々の建築物において、木造化が可能な建築物については木造化を促進する対象とする。

(4) 環境に配慮した公共工事への木材の利用推進

公共工事においては、環境負荷の少ない資材である木製品の利用を積極的に図ることとし、特に「福井県認定リサイクル製品」や県産品として紹介されている木製品を優先的に利用することとする。また、木材利用における新たな工法・技術の開発にも積極的に取り組むとともに、その情報を市町や民間の工事等でも利用できるよう普及・PRに努めていくこととする。

さらに「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に沿って、公共空間・公園における環境保全施設や河川工事・農業用水施設等にも木材を利用して地域環境と調和した自然素材に親しめる空間や、昆虫類などの生育にも適した水辺環境を創造するなど、自然環境をはじめとする環境保全の意識の高まりに応えた利用を推進することとする。

(5) 公共建築物・公共工事における木材の利用の目標

県が整備する公共建築物の新築や改築等、または土木・農林等の公共工事等における木材の利用に関しては、原則県産材を利用することとし、さらにその木材利用に向けた取組方針や目標量については、県庁内の組織である県産品活用推進連絡会議において定められた「県産材利用拡大行動計画」に基づくものとする。

また、その中で取組みの成果について検証するとともに、今後の取組方針や木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う。

4. 木材の利用促進のための推進体制

民間施設を含む一般建築物における県産材の利用について、県は経済団体と連携のもと、社屋等の木造化・木質化や木材を利用した新商品開発など民間企業での木材利用の普及に努めるものとする。

県の公共建築物および公共工事等における県産材の利用について、事業を計画する各担当部局は、県産品活用推進連絡会議において、公共建築物の整備計画や公共工事における木材の活用計画等の情報を提供することとし、それをもとに関係部局が連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、庁内関係部局は、所管する補助事業についても実施主体に対し、木材の利用促進に努めるよう指導することとする。

5. 市町における木材利用

市町においては県と同様に、公共建築物の木造化・木質化、公共事業等での木材利用に努めるとともに、地域住民への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むこととする。

さらに、県は市町が地域の実情に合わせた木材利用の推進等を行うため、法第12条に基づき基本方針を定めるよう指導するとともに、木材の調達や利用に必要な情報提供等の相互の連携を緊密に行うものとする。

6. 民間における木材利用

県は、市町とともに観光地をはじめ多くの人々が利用するパブリックスペース等のほか、民間企業等が整備する3の(2)のイの建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

さらに、一般の住宅や倉庫等の建築物においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策や新たな支援等を積極的に行っていくこととする。

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針および県基本方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県または市町の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

7. 県民における木材利用

県民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県および市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

8. 木材利用における理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、県は市町とともに、建築用木材および木造建築物の安全性や建築物における木材の利用が、その利用者の心理面、身体面に作用する効果、さらには木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等の普及により、建築物における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

特に法第9条に規定する木材利用促進月間および条例第8条に規定するふくいの木の利用推進月間である10月において重点的に、関係事業者が連携し、建築物等における木材利用の意義について、多くの県民の理解が得られ、木材利用が促進されるよう積極的に普及啓発に取り組むものとする。

また、県は、法第31条の規定にのっとり、木材の利用の促進に関して特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

9. 木材の適切かつ安定的な供給の確保

林業従事者や木材製造業者等の木材の供給に携わる者は、相互に連携し、木材の需給に関する情報の共有や木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進に取り組

むなど、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

さらに、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い建築用木材の生産および供給や、木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。

10. 建築物木材利用促進協定制度およびふくいの木づかい企業登録制度の活用

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度および県のふくいの木づかい企業登録制度（令和3年7月14日 県材第655号）の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、県は、建築物木材利用促進協定の締結およびふくいの木づかい企業宣言の内容等をホームページ等で公表し、協定および宣言に即した取組みを促進するため、協定締結者および宣言企業に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組み内容について積極的に情報発信するものとする。